

FAI 国際技能記章規程

制定 2003年3月11日 理事会

改正 2003年4月12日 理事会

制定の趣旨

この規程は、国際航空連盟（以下、FAI という）スポーツ規定のハンググライダー編（第7編）に定めてある国際技能記章を獲得しようとする者に、FAI の正会員である財団法人日本航空協会（以下、JAA という）の承認を受けて、日本における統括代表団体である社団法人日本ハンググライディング連盟（以下、JHF という）が必要な諸制度と諸手続きを定めたものである。

この記章は各パイロットが達成できた最も優れた飛行の成果に対して授与されるものであって、その個人の名譽を表わすと共に世界各国のパイロットから同等の尊敬と待遇を受けるものである。

この記章のデザインと各技能基準は FAI 国際ハンググライディング委員会(CIVL)の立案・審議により、FAI スポーツ規定第7編のハンググライダー編に定めてあり、FAI に加盟している世界各国の何処でも同一の基準で獲得することができる。

規程の要旨

1. ハンググライダーに関する「FAI スポーツ規定による定義」が示されており、これは、このスポーツの存在の根幹を成すものである。
2. この FAI 国際技能記章は、「ハンググライダー・クラス1 及びクラス2・4」に対し（クラス5 はクラス2 に含まれる）「FAI 国際デルタ記章」の銅章、銀章、金章、ダイヤモンド章を、また「ハンググライダー・クラス3（パラグライダー）」に対し、「FAI 国際イーグル記章」の銅章、銀章、金章、ダイヤモンド章が授与される。
3. 各記章を授与されるためには、記章ごとに達成すべきいくつかの飛行科目が定められており、その飛行科目を達成するごとに飛行成績証明書を取得できる。この各記章が必要とする「各飛行科目の飛行成績証明書」に基づいて記章交付の申請を行うことができる。
（FAI 各国で発行された飛行成績証明は各国で有効である）
4. 各飛行科目を達成したことの証明には、すべて公式立会人の証明が必要であり、通常は「FAI 国際技能記章検定員」がおこなう。
5. 飛行の証拠として必要手続き及び必要書式等はすべて規程で定められている。尚、局地的に行われる滞空時間飛行や監視が継続している環境を除いて、銀賞&金賞及びダイヤモンド高度飛行においては自記高度記録計（以下、バログラフという）又は認可済みフライトレコーダーを使用しなければならない。
また、飛行距離は、例外を除きすべて「大圏コースの距離」により計算される。
6. 飛行成績は、達成された飛行の成果があれば申請できる。ただし飛行成績が達成されても、そのパイロットが48時間以内に死亡するとすべての成績は無効となる。
7. この FAI 国際技能記章及びこの飛行成績証明書を取得するためには、それぞれのパイロット技能証とクロスカントリー技能証及びフライヤー会員登録証が必要である。ただし、FAI スポーティング・ライセンスを所有する必要はない。（注：日本記録挑戦飛行などの場合は予め必要となる）

検定の開催

FAI 国際技能記章を得るためには下記の条件を満足さなければならない。

1. 「FAI 国際技能記章検定員」が立ち会うこと。 飛行の証拠として、必要手続き及び必要書式等は、すべて規程で定められている。尚、局地的に行われる滞空時間飛行や監視が継続している環境を除いて、銀賞&金賞及びダイヤモンド高度飛行においては、バログラフや認可済

みフライトレコーダーを使用しなければならない。また、飛行距離は例外を除き、すべて「大圏コースの距離」により計算される。

2. 飛行成績は、達成された飛行の成果があれば申請できる。ただし、飛行成績が達成されても、そのパイロットが 48 時間以内に死亡するとすべての成績は無効になる。
3. バログラフは認定されていなければならない。
 FAI スポーツ規定に登録されたものでなければならない。
 JHF 指定の検定機関で精度証明を受けたものでなければならない。
 JHF に登録手続きが完了したものでなければならない。

記章基準

クラス 1 & 2 (5を含む)・4 (ハンググライダー)

国際記章証明

- 1 : FAI デルタ銅章 (ブロンズ)
- 2 : FAI デルタ銀章 (シルバー)
- 3 : FAI デルタ金章 (ゴールド)
- 4 : FAI デルタ・ダイヤモンド 500 km 距離章
- 5 : FAI デルタ・ダイヤモンド 400 km 目的地距離章
- 6 : FAI デルタ・ダイヤモンド 300 km 目的地往復 / 三角コース距離章

飛行成績証明	滞空時間	獲得高度	飛行距離	目的地距離	目的地往復 / 三角
* 1: デルタ銅賞	1 時間	or 500m	or 15km		
2: デルタ銀賞	5 時間	1000m	50km		
3: デルタ金賞			300km		200km
4: デルタ・ダイヤモンド距離賞			500km		
5: デルタ・ダイヤモンド目的地距離章				400km	
6: デルタ・ダイヤモンド目的地往復 / 三角コース距離章					300km

クラス 3 (パラグライダー)

国際記章証明

- 1 : FAI イーグル銅章 (ブロンズ)
- 2 : FAI イーグル銀章 (シルバー)
- 3 : FAI イーグル金章 (ゴールド)
- 4 : FAI イーグル・ダイヤモンド 200 km 距離章
- 5 : FAI イーグル・ダイヤモンド 3000m 獲得高度章

飛行成績証明	滞空時間	獲得高度	飛行距離
* 1: イーグル銅賞	1 時間	or 500m	or 15km
2: イーグル銀賞	5 時間	1000m	50km
3: イーグル金賞	5 時間	2000m	100km
4: イーグル・ダイヤモンド距離 200 km 賞			200km
5: イーグル・ダイヤモンド獲得高度 3000m 賞		3000m	

(注: * 印の付いた「飛行成績証明書」は、原則として交付しない。(国際記章証明交付))

附 則

1. FAI スポーツ規定が改正されたときは、その規定に従い改正されるものとする。
2. (実施の時期)
 この規程の一部改正 (規定の要旨 2、5、7、検定の開催・記章基準・クラス 1・2、飛行成績証明・1: デルタ銅賞、2: イーグル銀賞、7・FAI 国際技能記章検定試験・7-1-1) FAI 国際イーグル記章の a)) は、2003 年 4 月 12 日から実施する。

FAI 国際技能記章交付規程

制定 2003 年 3 月 11 日 理事会

改正 2003 年 4 月 12 日 理事会

前 文

JHF は、世界の航空スポーツを代表する唯一の統括団体である FAI の正会員として日本を代表する JAA の承認の下にこの規程を制定する。

1 . 目 的

- 1 - 1 . この規程は、FAI スポ - ツ規定に定める FAI 国際デルタ記章（ハンググライダー - ）及び FAI 国際イーグル記章（パラグライダー）を取得しようとする者、及びこれらの FAI 国際技能記章を取得する為に行われる各飛行を FAI スポ - ツ規定に基づき管理し、審査し、判定し、飛行成績を証明すると共に、名誉ある国際技能記章を達成者に授与することを目的とする。

2 . FAI 国際技能記章

- 2 - 1 . JHF 会長は、申請により FAI 国際デルタ記章及び FAI 国際イーグル記章の授与を行う。
- 2 - 2 . FAI 国際デルタ記章は、申請者に次の各国際技能記章を授与することによって行う。
 - 1) FAI 国際デルタ銅章の様式は、別表 1 に示す。（略）
 - 2) FAI 国際デルタ銀章の様式は、別表 2 に示す。（略）
 - 3) FAI 国際デルタ金章の様式は、別表 3 に示す。（略）
 - 4) FAI 国際デルタ・ダイヤモンド章の様式は、別表 4 に示す。（略）
- 2 - 3 . FAI 国際イーグル記章は、申請者に次の各国際記章を授与することによって行う。
 - 1) FAI 国際イーグル銅章の様式は、別表 5 に示す。（略）
 - 2) FAI 国際イーグル銀章の様式は、別表 7 に示す。（略）
 - 3) FAI 国際イーグル金章の様式は、別表 8 に示す。（略）
 - 4) FAI 国際イーグル・ダイヤモンド章の様式は、別表 9 に示す。（略）

3 . FAI 国際技能記章飛行成績証明

- 3 - 1 . JHF 会長は、申請により FAI 国際デルタ記章飛行成績証明及び FAI 国際イーグル記章飛行成績証明を行う。
- 3 - 2 . FAI 国際デルタ記章飛行成績証明は、申請者に達成された飛行成績の科目毎に成績証明書を交付することによって行う。「FAI 国際デルタ記章飛行成績証明書」の様式は、別表 10 に示す。
- 3 - 3 . FAI 国際イーグル記章飛行成績証明は、申請者に達成された飛行成績の科目毎に成績証明書を交付することによって行う。「FAI 国際イーグル記章飛行成績証明書」の様式は、別表 11 に示す。

4 . FAI 国際記章及び FAI 国際記章飛行成績証明の申請資格

- 4 - 1 . FAI 国際デルタ記章の申請及び FAI 国際デルタ記章飛行成績証明の申請は、次に定める資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。
 - 1) FAI 国際デルタ銅章、銀賞、金賞及びダイヤモンド賞の申請者は、ハンググライダーパイロット技能証とハンググライダークロスカントリー技能証を有すること。
 - 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
 - 3) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 4 - 2 . FAI 国際イーグル記章の申請及び FAI 国際イーグル記章飛行成績証明の申請は、次に定める資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。
 - 1) FAI 国際イーグル銅章、銀賞、金賞及びダイヤモンド賞の申請者は、パラグライダーパイロット技能証とパラグライダークロスカントリー技能証を有すること。
 - 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
 - 3) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。

- 4 - 3 . 外国国籍を有する者であって FAI 正会員が授与し、又はその操縦者が所属する国の FAI 正会員からハンググライダー - に関して権限の委譲を受けた団体の授与するハンググライダー - 操縦者の資格証書を有する者は、日本国内に於いて FAI 国際デルタ記章飛行成績証明を取得する為の飛行を行い、同飛行成績証明の申請を行うことができる。
ただし、飛行に際し、4 - 1 . の 2) , 3) に適合していなければならない。
- 4 - 4 . 外国国籍を有する者であって FAI 正会員が授与し、又はその操縦者が所属する国の FAI 正会員からパラグライダー - に関して権限の委譲を受けた団体の授与するパラグライダー - 操縦者の資格証書を有する者は、日本国内に於いて FAI 国際イーグル記章飛行成績証明を取得する為の飛行を行い、同飛行成績証明の申請を行うことができる。
ただし、飛行に際し、4 - 2 . の 2) , 3) に適合していなければならない。
- 4 - 5 . FAI 国際デルタ記章の申請は、本人の所属する国の FAI 正会員、又は FAI 正会員からハンググライダー - に関して権限の委譲を受けた団体の承認を得た場合に限る。
また、FAI 国際イーグル記章の申請は、本人の所属する国の FAI 正会員、又は FAI 正会員からパラグライダー - に関して権限の委譲を受けた団体の承認を得た場合に限る。

5 . 申請資格の制限

- 5 - 1 . この規程の 1 4 - 1 に定める技能証明の取り消しを受け、その日から 2 年を経過しない者は、申請することができない。
- 5 - 2 . JHF 会長は、技能証明の申請に関し、不正の行為のあった者について、2 年以内の期間に限り、技能証明の申請を受理しないことができる。

6 . FAI 国際技能記章の効力

- 6 - 1 . FAI 国際記章を授与された者は、それぞれの達成された成果を国際的に評価され、その名誉を損わす記章を佩用することができる。
- 6 - 2 . FAI 国際記章に対応する紋章、ワッペン等が定められたときは、その授与された記章に対応するものを着用することができる。
- 6 - 3 . FAI 国際デルタ銀章以上を所有する者は、FAI スポーツ規定の定めに従い、FAI 公認のハンググライダー国際競技会に参加することができる。

7 . FAI 国際技能記章検定試験

- 7 - 1 . FAI 国際デルタ記章を取得する為の技能記章検定試験は、次に定める飛行科目とする。
 - 1) FAI 国際デルタ銅章
 - a) 少なくとも 15km の距離飛行を行うこと。
 - b) 又は、少なくとも 1 時間の滞空飛行を行うこと。
 - c) 又は、少なくとも 500m の獲得高度飛行を行うこと。
 - 2) FAI 国際デルタ銀章
 - a) 少なくとも 50 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 1000m の獲得高度飛行を行うこと。
 - c) 少なくとも 5 時間の滞空飛行を行うこと。
 - 3) FAI 国際デルタ金章
 - a) 少なくとも 300 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 200 km の目的地往復距離飛行又は三角コース距離飛行を行うこと。
 - 4) FAI 国際デルタ・ダイヤモンド章
 - 次の 3 種の各ダイヤモンド章とする。
 - a) 少なくとも 500 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 400 km の目的地距離飛行を行うこと。
 - c) 少なくとも 300 km の目的地往復距離飛行又は三角コース距離飛行を行うこと。

- 7 - 2 . FAI 国際イーグル記章を取得する為の技能記章検定試験は次に定める飛行科目とする。
- 1) FAI 国際イーグル銅章
 - a) 少なくとも 15 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 又は、少なくとも 1 時間の滞空飛行を行うこと。
 - c) 又は、少なくとも 500m の獲得高度飛行を行うこと。
 - 2) FAI 国際イーグル銀章
 - a) 少なくとも 50 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 5 時間の滞空飛行を行うこと。
 - c) 少なくとも 1000m の獲得高度飛行を行うこと。
 - 3) FAI 国際イーグル金章
 - a) 少なくとも 100 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 5 時間の滞空飛行を行うこと。
 - c) 少なくとも 2000m の獲得高度飛行を行うこと。
 - 4) FAI 国際イーグル・ダイヤモンド章
 次の 2 種の各ダイヤモンド章とする。
 - a) 少なくとも 200 km の距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 3000m の獲得高度飛行を行うこと。
- 7 - 3 . 検定試験の為の飛行は、すべて FAI スポーツ規定に定められた規則に従い、操縦者が単独で自らの判断で実施しなければならない。(飛行科目を達成させる為、ラジオや信号等による誘導や情報の提供は禁じられている)
- 7 - 4 . 検定試験は、FAI スポーツ規定に定められた各飛行科目を操縦者が単独で達成し実証することであり、すべて実技試験とする。
- 7 - 5 . 検定試験は、操縦者が規定に定められた飛行科目を達成してから 48 時間以内に死亡した場合、FAI スポーツ規定の定めるところにより、その飛行は無効となる。
- 7 - 6 . 検定試験は、JHF 会長の任命又は証認する FAI 国際技能記章検定員(公式立会人)の監督と立会いの下で行わなければならない。
- 7 - 7 . 検定試験をおこなった FAI 国際技能記章検定員(公式立会人)は、速やかにその試験の結果を JHF 会長に報告しなければならない。
「FAI 国際技能記章検定試験報告書」の記載事項及び様式は、別表 12 に示す。(略)
- 8 . FAI 国際技能記章資格及び FAI 国際技能記章飛行成績証明の取り消し又は制限
- 8 - 1 . JHF 会長は、FAI 国際デルタ記章又は FAI 国際デルタ記章飛行成績証明書の所有者が、その資格取得の為の飛行を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行又は重大な過失があった場合は、その資格及び飛行成績証明を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその資格及び飛行成績証明を停止し又は制限を行う事ができる。また、FAI 国際デルタ記章の記章資格を取り消された者は、その該当する FAI 国際デルタ記章を直ちに JHF に返納しなければならない。
- 8 - 2 . JHF 会長は、FAI 国際イーグル記章又は FAI 国際イーグル記章飛行成績証明書の所有者がその資格取得の為の飛行を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行又は重大な過失があった場合は、その資格及び飛行成績証明を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその資格及び飛行成績証明を停止し又は制限を行う事ができる。
また、FAI 国際イーグル記章の記章資格を取り消された者は、その該当する FAI 国際イーグル記章を直ちに JHF に返納しなければならない。
- 9 . FAI 国際技能記章及び FAI 国際技能記章飛行成績証明の申請手続き
- 9 - 1 . FAI 国際デルタ記章または FAI 国際イーグル記章を申請しようとする者は、「FAI 国際技能記章申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、申請に必要な「FAI 国際記章飛行成績証明書」を添付し、JHF 会長に提出しなければならない。
「FAI 国際技能記章申請書」の記載事項及び様式は、別表 13 に示す。(略)

- 9 - 2 . FAI 国際デルタ記章飛行成績証明又は FAI 国際イーグル記章飛行成績証明を申請しようとする者は、「FAI 国際記章飛行成績証明申請書」に必要事項を記入し記名捺印（又は署名）の上、FAI スポーツ規定に定める各飛行の種類毎に必要な「証明書」及び「証拠」を添付し、JHF 会長に提出しなければならない。
「FAI 国際技能記章飛行成績証明申請書」の記載事項及び様式は、別表 14 に示す。（略）
「証明書」及び「証拠」の種類、記載事項及び様式は、別表 15 に示す。（略）

10 . FAI 国際技能記章の申請料

- 10 - 1 . FAI 国際デルタ記章の申請を行う者は JHF に別に定める申請料を納めなければならない。
1) FAI 国際デルタ銅章
2) FAI 国際デルタ銀章
3) FAI 国際デルタ金章
4) FAI 国際デルタ・ダイヤモンド章（距離飛行章）
5) FAI 国際デルタ・ダイヤモンド章（目的地距離飛行章）
6) FAI 国際デルタ・ダイヤモンド章（目的地往復距離飛行章）
上記 1) ~ 6) の各記章申請料の金額は、別表 16 に示す。
- 10 - 2 . FAI 国際イーグル記章の申請者は JHF に別に定める申請料を納めなければならない。
1) FAI 国際イーグル銅章
2) FAI 国際イーグル銀章
3) FAI 国際イーグル金章
4) FAI 国際イーグル・ダイヤモンド章（距離飛行章）
5) FAI 国際イーグル・ダイヤモンド章（獲得高度飛行章）
上記 1) ~ 5) の各記章申請料の金額は、別表 16 に示す。

11 . FAI 国際技能記章飛行成績証明の申請料

- 11 - 1 . FAI 国際技能記章飛行成績証明の申請を行う者は、JHF に別に定める申請料を納めなければならない。
1) 滞空時間飛行成績証明
2) 獲得高度飛行成績証明
3) 直線距離飛行成績証明
4) 目的地距離飛行成績証明
5) 目的地往復距離飛行成績証明
6) 三角コース距離飛行成績証明
上記 1) ~ 6) の各飛行成績証明申請料金額は、別表 16 に示す。

12 . FAI 国際技能記章の再交付申請手続き

- 12 - 1 . FAI 国際デルタ記章及び FAI 国際イーグル記章の再交付を申請する者は、「FAI 国際技能記章申請書」に必要事項を記入し、再交付を明記し、記名捺印（又は署名）の上、JHF 会長に提出しなければならない。
- 12 - 2 . FAI 国際技能記章飛行成績証明書の再交付を申請する者は、別に定める申請料を JHF に納めなければならない。
1) FAI 国際デルタ記章再交付（各記章）
2) FAI 国際イーグル記章再交付（各記章）
3) FAI 国際技能記章飛行成績証明再交付（各飛行）
上記 1) ~ 3) の各申請料金額は、別表 16 に示す。

13 . 飛行管理及び検定・立会いの費用

- 13 - 1 . 滞空時間の計測に用いる時計は、通常の時刻（時、分）を正しく明示することのできる時計（腕時計等）でよい。ただし、その時刻は、飛行直前および飛行直後からそれぞれ 3 時間以内に標準時刻と照合し、誤差を確認するものとする。

- 13 - 2 . 獲得高度及び距離飛行の計測に用いるバログラフは、JHF 会長の承認する型式のものであって、使用前 1 年以内に JHF 会長の指定または承認する試験所の検定を受け、その検定表を付けて JHF に登録しなければならぬ。
また、JAA に登録したのも同様に使用することができる。
- 13 - 3 . バログラフにより滞空時間を計測しようとするときは、時間計測について、前条に定める承認を得たものでなければならぬ。
- 13 - 4 . FAI 国際技能記章取得の為に飛行を行う操縦者は、原則として飛行管理及び検定・立合に関する費用をすべて負担しなければならない。ただし、費用のすべて又は一部について免除される場合は、この限りでない。
- 13 - 5 . FAI 国際技能記章取得の為に飛行会の参加料がその主催者により定められている場合、その飛行会の参加者は、その定められた金額を主催者に納めなければならない。ただし、これらの金額は、不当なものであってはならない。

14 . 罰 則

- 14 - 1 . この規程に違反し、又は不正の行為、若しくは不正の手段により FAI 国際技能記章の授与及び FAI 国際技能記章飛行証明書の交付を受けた者は、その資格ならびに成績を取り消され、その FAI 国際技能記章及び FAI 国際技能記章飛行成績証明書を直ちに返納しなければならない。
- 14 - 2 . 資格を取り消された者は、その日から 2 年間、FAI 国際技能記章及び FAI 国際技能記章飛行成績証明書の申請を行う事ができない。

15 . 雑 則

- 15 - 1 . 飛行に関する運営と安全管理は、その飛行を行う操縦者が行わなければならない。
- 15 - 2 . 飛行に関して発生する第三者賠償責任はその飛行を行う操縦者が負わなければならない。
- 15 - 3 . FAI 国際技能記章取得の為に飛行を行う操縦者の飛行を認める出発場所及び着陸場所の各管理者は、第三者に対する賠償責任について対処しなければならない。
- 15 - 4 . JHF 会長は、必要があるとき、FAI 国際技能記章取得の為に飛行を行う操縦者又はその関係者に対し、JHF 会長の指定又は承認する医師又は病院等の作成する身体検査証明書及びその他の必要とする書類等の提出を求めることができる。
- 15 - 5 . JHF 会長から FAI 国際技能記章取得の飛行に関し、身体検査証明書その他の書類等の提出を求められた者は、10 日又は指定された期日以内に、すみやかに提出しなければならない。
- 15 - 6 . FAI 国際技能記章に対応する略式記章、ワッペン、その他の様式及びそれらの交付申請手続きについては、別に定める。

附 則

1 . FAI スポーツ規定が改正されたときは、その規定に従い改正されるものとする。

2 . (実施の時期)

この規程の一部改正 (規定の要旨 2、5、7、検定の開催・記章基準・クラス 1・2、飛行成績証明・1 : デルタ銅賞、2 : イーグル銀賞、7・FAI 国際技能記章検定試験・7-1-1) FAI 国際イーグル記章の a) は、2003 年 4 月 12 日から実施する。

バログラフの登録および型式認定に関する規程

制定 2003年3月11日 理事会

改正 2003年4月12日 理事会

1. 目的

JHFはFAIスポーツ規定に準拠し、使用が認められるバログラフに、型式認定番号をつけ、また、精度の維持確認を主目的として登録制度を制定し、運用を図るため本規程を定める。

2. 登録

2-1. 一般

2-1-1. FAIスポーツ規定に定める競技、記録または記章飛行の証明に使用するバログラフは、本規程により登録されたものでなければならない。

2-1-2. 電子式バログラフは、本規程3に定める型式認定を受けたバログラフと同一型式のバログラフでなければ登録できない。

2-2. 登録証明

2-2-1. JHFは「バログラフ登録申請書」様式1（以下、登録申請書様式1という）および付属書を審査し、FAIスポーツ規定に定める基準に適合していると認めたバログラフには登録番号を付し、「バログラフ登録および証明更新簿」様式省略）に記載登録する。

2-2-2. バログラフの登録証明は、当該バログラフ - 登録申請書様式1の下欄の登録証明欄にJHFが所定の事項を記入の後、その写しを申請者に交付することによって行われる。

2-2-3. JHFは、登録手続きが完了したバログラフに対し、登録番号および型式認定番号のラベルをその番号が見やすく且つ、はがれにくい場所に貼付する。

2-3. 精度証明

精度の証明は、別に定めるJHF指定の検定機関、またはJHFが特別に認めた検定所、または当該バログラフの製造会社が一年未満前に発行した成績表（検査成績表および誤差補正表を含む）によって行うものとする。

2-4. 登録番号

2-4-1. 登録番号は、個々のバログラフに付与した固有の番号であり、所有者が替わってもその番号は不変である。

2-4-2. 登録番号は、下記の配列とし*印は1001より始まる番号とする。

**** - X

"X"はバログラフを搭載する航空機（FAIスポーツ規定の定義による航空機という）により分類、下記のFAI種別記号を用いる。複数の航空機に使用する場合は、Xを並べて記載する。

A：自由気球

D：滑空機

F：模型航空機

G：落下傘

O：ハンググライダー（パラグライダーを含む）

R：超軽量動力機

2-5. 有効期間

2-5-1. 登録証明の有効期間は、登録受付日から始まり検定日を受けた日から最長1年までとする。

2-5-2. JHF指定の検定機関または、バログラフのその製造会社によって封印された箇所を開封、または封印シール全部が無くなってしまった場合、その時点以降有効期間は無効となる。

- 2 - 6 . 申請手続き
 - 2 - 6 - 1 . 登録申請書様式 1 に本規程 2 - 3 項成績表、または同等の当該バログラフの精度を証明する内容を有する資料のいずれか、原則として原本を添付して申請する。
 - 2 - 6 - 2 . 登録申請手続き時、該当するバログラフを JHF に持参提示することを原則とする。
- 2 - 7 . 申請手数料
 - 2 - 7 - 1 . 申請手数料は、別に定める。但し、本規程 3 項「型式認定」申請と同時に登録申請した場合、本申請手数料は免除される。
 - 2 - 7 - 2 . 前項但し書きで本規程 3 . D (5) に該当する型式認定申請と同時に登録手続きを取っても、登録申請手数料は免除されない。
- 2 - 8 . 証明更新手続き
 - 2 - 8 - 1 . 登録済みのバログラフは、更新手続きをとることにより有効期間を延長することができる。
 - 2 - 8 - 2 . 更新手続きは、「バログラフ証明更新申請書」様式 2 (以下「更新申請書様式 2 」という) に成績表または同等の内容を有する資料のいずれか、原則として原本を添付し提出する。
 - 2 - 8 - 3 . 合格したバログラフは、「バログラフ登録および証明更新簿」に記載することにより更新を完了する。JHF は、提出された更新申請書様式 2 の下欄に更新の証明を施しその写しを申請者に交付する。
 - 2 - 8 - 4 . 更新証明の有効期間は、検定を受けた日から最長 1 年までとする。
 - 2 - 8 - 5 . JHF 指定の検定機関または、バログラフのその製造会社によって封印された箇所を開封、または封印シール全部が無くなってしまった場合、その時点以降有効期間は無効となる。
- 2 - 9 . 登録取り消し
 - 下記各項の何れかに該当するバログラフは、その事実が確認された時点で登録が取り消される。
 - 2 - 9 - 1 . 更新手続きを 3 年間中断したもの。
 - 2 - 9 - 2 . FAI が承認を取り消した型式のもの。
 - 2 - 9 - 3 . 所有者より登録取り消しの申し出のあったもの。
- 2 - 10 . 書類保管
 - 2 - 10 - 1 . JHF は、登録申請書様式 1、更新申請書様式 2 およびこれらの付属書類一式を登録番号毎にまとめて保管する。
 - 2 - 10 - 2 . 本規程 2 - 9 項に基づき登録取り消しとなったバログラフの登録関係資料は、登録者に通知の後、1 ヶ月の猶予期間をおき、本規程 2 - 2 - 1 項のバログラフ登録および証明更新簿にその理由を記載して処分する。但し、登録者からの要請があれば、成績書の原本のみ本人に返却する。
- 3 . 型式認定
 - 3 - 1 . 一般
 - 3 - 1 - 1 . JHF は、FAI スポーツ規定に適合しているバログラフを調査選別し、これに該当するバログラフに型式認定を付与する。
 - 3 - 1 - 2 . 型式認定は、電子式バログラフに限定適用する。この装置の種類判定が困難な場合は、JHF が決定する。
 - 3 - 1 - 3 . 型式認定されている型式のバログラフに対して、航空スポーツ種目別分類上の他の種別に属する航空機への搭載が FAI スポーツ規定によって認められた場合、本規程によって、この航空機用としての型式認定を申請すれば、そのバログラフには前に認められている型式認定番号をそのまま用いて認められる。

- 3 - 1 - 4 . Soft Version No.の変更があっても、バログラフの型式が変わらない限り、型式認定は継続有効である。
- 3 - 2 . 型式認定
 - 3 - 2 - 1 . バログラフの型式認定は、JHF が、提出された「バログラフ認定申請書」様式 3 および JHF の要請に基づいて、JHF 指定の検定機関に搬入されたバログラフの検定作業に立ち会い、FAI スポーツ規定および関係書類に指定されている基準に適合していることを確認することにより行う。
 - 3 - 2 - 2 . 認められた型式には、認定番号を定め「バログラフ型式認定原簿」(様式省略)にその型式を記載することによって発効する。
 - 3 - 2 - 3 . 前項 3 - 2 - 2 により記載が完了した後、「バログラフ型式認定証」様式 4 を申請者に交付する。
 - 3 - 2 - 4 . 本規程 3 - 1 - 3 項による申請の認定は、書類審査のうえ、「バログラフ型式認定原簿」に記載するのみで、バログラフ型式認定証は発行されない。
- 3 - 3 . 型式認定番号および表示
 - 3 - 3 - 1 . バログラフ型式認定番号は、下記の配列とし*印は 1 0 1 より始まる一連番号とする。
但し、従来型(機械式)バログラフは本規程の適用を受けず*印を 0 0 0 とする。
J H F 型式 - * * *
 - 3 - 3 - 2 . 表示は、前項バログラフ型式認定番号と本規程 2 - 4 項の登録番号を下記の配列とする。
J H F 型式 - * * * * * * - X
- 3 - 4 . 申請手続き
 - 3 - 4 - 1 . 型式認定を受けようとするバログラフは、予めそのバログラフ計製造国において、FAI スポーツ規定に従って承認されていなければならない。
 - 3 - 4 - 2 . 申請は、使用開始の 45 日前までに申請手続きをとると同時に当該バログラフを JHF 指定の検定機関に搬入することを原則とする。
 - 3 - 4 - 3 . 「バログラフ型式認定申請書」様式 3 に下記 (a) ~ (e) 項に示す書類および本規程 3 - 5 項に示す手数料を添えて申請する。
 - (a) 製造会社の Operational Instruction (原文) またはその写し
 - (b) 取扱い説明書(日本語) ない場合はそれに準ずる日本語の書類
 - (c) 製造会社の成績表(検査成績表および誤差補正表を含む)
 - (d) FAI スポーツ委員会使用承諾書(入手した場合のみ)
 - (e) JHF 指定検定機関の成績表
 - 3 - 4 - 4 . 型式認定の申請と同時に登録申請をすることができる。同時に申請手続きをする場合、前項 (c) および (e) 項の成績表は写しでよい。
 - 3 - 4 - 5 . 本規程 3 - 1 - 3 項に該当する申請手続きは、前項 3 - 4 - 2、3 - 4 - 3 及び 3 - 4 - 4 に準じて申請する。
- 3 - 5 . 申請手数料
型式認定手数料は、別に定める。但し、前項 3 - 4 - 5) による申請は型式認定手数料が免除される。
- 3 - 6 . 型式認定の通知
型式認定済バログラフの型式は、別途通知する。

3 - 7 . 書類保管

JHF は、本規程 3 - 4 項申請手続の関係書類を、認定証発行日より 10 年間保管する。
10 年間経過後登録者に通知し、その関係書類返却の申し出がなければ処分する。

付 則

1 . 本規程施行後、JHF に登録済の機械式バログラフについては、次回の証明更新時に本規程を適用、バログラフ登録申請書様式 1 によって申請する。但し、申請手数料は、免除される。

2 . FAI スポーツ規定が改正されたときは、その規定に従い改正されるものとする。

FAI 国際技能記章検定員規程

制定 2003年3月11日 理事会

改正 2003年4月12日 理事会

1. 目的

この規程は、FAI 国際技能記章検定員（以下「検定員」という）の権限ならびに責任およびその認定についての規程を定め、FAI 国際技能記章取得のための検定を円滑公正な実施を図ることを目的とする。

2. 定義

検定員とは、FAI スポ - ツ規定第7編に定める FAI 国際デルタ記章（ハンググライダー - ）及び FAI 国際イーグル記章（パラグライダー）取得のための検定試験に限定して公式立ち会い業務を行うことについて、JHF 会長の認定を受けた者をいう。

3. 認定

3 - 1 . JHF 会長は、申請により審査を行い、検定員を認定する。

3 - 2 . JHF 会長は、認定した検定員に番号を付し登録し、認定書を発行する。

3 - 3 . 検定員の認定期間は認定されてから認定された年を含む3年目の3月31日までとする。

4. 申請資格

4 - 1 . 検定員の認定は、次に定める資格及び要件を満たす者でなければ申請できない。

4 - 1 - 1 . 認定を申請するまでに26歳に達していること。

4 - 1 - 2 . JHF の正会員に所属し推薦を受けた者。

4 - 1 - 3 . JHF 主催の「FAI 国際技能記章検定員研修会」に参加し、参加終了証を取得した者。

4 - 2 . 前項4 - 1 - 1、4 - 1 - 3に定める申請資格にかかわらず、JHF 会長の特に認める者は、検定員の認定を申請することができる。

5. 申請手続き

検定員の認定を申請する者は、「FAI 国際技能記章検定員認定申請書」を JHF 会長宛てに提出しなければならない。

6. 認定資格の取り消し

JHF 会長は、検定員が次の各号の一つに該当した者の検定員資格を取り消すことができる。

6 - 1 . 「FAI スポ - ツ規定」及び「FAI 国際技能記章交付規定」に違反したとき。

6 - 2 . 検定員として試験を行うにあたり、非行または重大な過失があったとき。

6 - 3 . 検定員またはその代理人より、認定辞退の通知があったとき。

7. 研修会

JHF 会長は、「FAI スポ - ツ規定」及び「FAI 国際技能記章交付規定」の学習並びに検定業務の円滑公正な実施を図るために、「FAI 国際技能記章検定員研修会」を開催する。

付 則

1 . FAI スポーツ規定が改正されたときは、その規定に従い改正されるものとする。

2 地点間の大圏コース距離の計算方法

制定 2003 年 3 月 11 日 理事会

改正 2003 年 4 月 12 日 理事会

FAI スポーツ規定に定める距離飛行をするとき、その直線飛行距離は、すべて大圏コース上の距離であって、これは計算により求めなければならない。(全体で 10km 以上の距離を地図上で測ることは認められない) 下に、2 地点間の大圏コース距離の計算方法について説明する。

計算方法の概要

1. 離陸地点(又は、出発地点)と着陸地点(又は、到着地点)の緯度と経度を国土交通省国土地理院発行の 5 万分の 1 (又は、2 万 5 千分の 1) の地図から作図して求める。
2. 前記の緯度と経度に基づいて、大圏距離計算方程式により距離を計算する。
3. 計算には、10 桁の関数電卓を用いる。プログラム機能をもった関数電卓を用いたり、又は自動計算のできるパソコンやコンピューターを用いれば非常に便利である。

緯度と経度の決定方法(日本国内の場合を例とする)

1. 離陸(出発)した地点と着陸(到着)した地点は、その地点の番地、道路、交差点、橋建物、地形、その他の明瞭なものに基づいて、地図上にその位置(地点)を決定する。
2. 次に、その地点から地図の上端の緯度線と左端の経度線に、垂線を引く。(垂線を引く作業は、引きやすいように、下端でも右端でもよい) これらの垂線は、必ず正確に作業すること。この線が正しくないと、正しい位置の決定ができない。
3. 左(又は、右)の経度線との交点を決め、下側の緯度線からの長さを計り、北緯 00 度と決める。この場合、緯度目盛りは何分何秒と正しくわからないため、通常は、上側の緯度線と下側の緯度線との間の長さを計り、それに対するパーセントを求め、その割合から何分何秒(秒は小数点以下 2 桁までとし、それ未満は 4 捨 5 入)を計算し、下側の緯度線の数値、何度何分何秒に加えて、この地点の緯度、即ち、北緯 00 度 00 分 00 . 00 秒を決定する。
4. 同じ要領で、上(又は、下)の緯度線との交点を決め、左側の経度線からの長さを計り、東経 00 度と決める。計算の方法は、緯度の場合と同じである。即ち、東経 000 度 00 分 00 . 00 秒を決定する。
5. この項の 1 から 4 までを求めた離陸地点と着陸地点の位置は、次の通りである。
 - 離陸地点の緯度： 北緯 00 度 00 分 00 . 00 秒
 - 同 経度： 東経 000 度 00 分 00 . 00 秒
 - 着陸地点の緯度： 北緯 00 度 00 分 00 . 00 秒
 - 同 経度： 東経 000 度 00 分 00 . 00 秒
 注：外国で飛行する場合：西半球や南半球では、緯度、経度の表現が異なる。

大圏コース距離の計算

1. 大圏コース距離の計算式は、「球面三角法の原理」に基づき、球体の表面の 2 点を結ぶ最も短い長さ(距離)を求める方法である。FAI では地球を一個の球体とみなして地球の半径を定め、この数値に基づき地球上の 2 地点間の最短距離を計算によって求めようとするものである。

FAI は、地球の半径を 6371km と定めている。

2. 大圏距離計算式

$$1 \text{ 式: } K = \sin T_n \times \sin L_n + \cos T_n \times \cos L_n \times \cos (L_e - T_e)$$

$$2 \text{ 式: } C = \cos^{-1} K$$

$$3 \text{ 式: } D = 2 R \times C \div 360$$

大圏コース距離計算プログラムの一例

この計算プログラムは、プログラムを組める通常の電卓で利用することができる。また印字機を取り付ける事のできる電卓の場合は、「PRINT」又は「L PRINT」の指示をすることにより、プリントすることができる。

この計算プログラムの単位は、km。緯度と経度は、度分秒でなく、すべて「度」の単位に換算してインプットする。

(答えは、前ページの の数値が出てくるから、km未満の数値は、切り捨てる。)

```
10 : DEGREE
20 : INPUT RIRIKU IDO = ; E
30 : INPUT RIRIKU KEIDO = ; F
40 : INPUT CHAKURIKU IDO = ; G
50 : INPUT CHAKURIKU KEIDO = ; H
60 : D = 2 * * 6371.0 * (1 / 360) * ACS ( SIN E
      * SIN G + COS E * COS G * COS ( H - F ) )
70 : PRINT CHOKUSEN KYORI = ; D
80 : PRINT D = ; D
90 : GOTO 10
100 : END
```

付 則

1 . FAI スポーツ規定が改正されたときは、その規定に従い改正されるものとする。